九　ニッケルの粉であって、径の平均値が一〇マイクロメートル未満で、かつ、重量比による純度が九九パーセント以上のもの又はこれを用いて製造した多孔質金属

十　重水素若しくは重水素化合物の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置であって、次のいずれかに該当するもの

イ　重水素若しくは重水素化合物の製造用の装置（濃縮用の装置を含む。）又はその部分品若しくは附属装置

ロ　重水の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置であって、次のいずれかに該当するもの（イに該当するものを除く。）

（一）棚段塔であって、次の1から3までのすべてに該当するもの

1　細粒炭素鋼を用いたもの

2　二メガパスカル以上の圧力で用いることができるもの

3　（二）に掲げる内部構造物を有するもの

（二）棚段塔の内部構造物であって、次の1から3までのすべてに該当するもの

1　断面積が二・五四平方メートル以上のものであって、二つ以上の部分に分割されているもの

2　気体と液体を向流的に流して接触させるように設計したもの

3　硫化水素に対して耐食性のある材料を用いたもの

（三）低温で用いられる蒸留塔であって、次の1から4までのすべてに該当するもの

1　細粒ステンレス鋼であって、水素ぜい性のないものを用いたもの

2　断面積が〇・七八五平方メートル以上であり、かつ、長さが五メートル以上のもの

3　温度が零下二三八度以下で用いることができるように設計したもの

4　〇・五メガパスカル以上五メガパスカル以下の圧力範囲において用いることができるように設計したもの

（四）真空蒸留用の塔に用いることができるように設計した充填物であって、化学的にぬれ性を改善する処理を行った燐青銅製のもののうち、メッシュ状のもの

（五）温度が零下二三八度以下で用いることができるように設計したターボエキスパンダであって、水素の排出量が一時間につき一、〇〇〇キログラム以上のもの

（六）アンモニア合成装置であって、イに該当する装置に用いることができるもの

（七）カリウムアミドを含む液化アンモニアを循環させることができるポンプであって、次の1から3までのすべてに該当するもの

1　気密な構造のもの

2　一・五メガパスカル以上六〇メガパスカル以下の圧力範囲において用いることができるもの

3　吐出し量が一時間につき八・五立方メートルを超えるもの

十一　三酸化ウラン、六ふっ化ウラン、二酸化ウラン、四ふっ化ウラン、金属ウラン若しくは四塩化ウランの製造用の装置であって、次のいずれかに該当するもの若しくはその附属装置又はこれらの部分品

イ　ウラン鉱石を原料とする三酸化ウランの製造用の装置

ロ　三酸化ウラン又は四ふっ化ウランを原料とする六ふっ化ウランの製造用の装置

ハ　三酸化ウラン又は六ふっ化ウランを原料とする二酸化ウランの製造用の装置